

議員提出議案第13号

義務教育環境の堅持及び整備に関する意見書

平成23年4月の法令改正により、公立小学校第1学年の児童で編成される学級編制について、1学級の児童数の標準が40人から35人に引き下げられ、あわせて、教職員定数の加配措置事由の拡大や教職員定数の標準となる学級数の算定基礎の見直しが図られるとともに、県費負担教職員の定数を定める場合の市町村教育委員会の意見の尊重義務などが定められました。

また、この改正法の附則では、公立小学校（第2学年以上）と中学校に係る学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、政府が検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされています。

さらに、この改正法に係る国会の法案審議では、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会が、同法の施行に当たり、市町村、学校などの実態に即した加配教員の配置や、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう義務教育費国庫負担金についての予算確保に努めることなど、それぞれ全会一致で附帯決議を付しています。

去る10月27日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の財政制度分科会では、公立小学校第1学年の学級編制の標準児童数の40人への引上げ、教職員定数の合理化、教職員給与の縮減等についての言及がありましたが、これらは、上記の改正法の趣旨に沿うものではなく、さいたま市議会におけるより良い義務教育環境の実現に向けた取組に調和するものでもありません。

よって、国においては、以下の事項について適切に実施することにより、義務教育環境の堅持及び整備に努めることを強く要望します。

- 1 義務教育水準の向上を図り、地方の自主性に基づいた少人数学級や少人数教育等を進めるため、更なる法整備を進め、教職員定数の計画的な改善に努めること。
- 2 地域や学校における児童・生徒の実態や学級編制に係る事情等に応じた教職員数の確保と加配措置を可能とするなど、市町村を主体とした学校教育の充実を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月19日提出

提出者 さいたま市議会議員 中山 欽 哉

	同	高野秀樹
	同	高橋勝頼
	同	山崎章
	同	添野ふみ子
賛成者	さいたま市議会議員	桶本大輔
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	加川義光
	同	土井裕之